

鶴岡市下水道管路施設等包括の維持管理業務

実施要領

令和 8 年 5 月

鶴岡市下水道部下水道課

目 次

1	業務名称	1
2	業務の目的	1
3	業務概要	1
	(1) 業務場所	1
	(2) 業務履行期間	1
	(3) 業務内容	1
	(4) 対象施設	1
	(5) 再委託	2
4	委託費	2
5	選定及び契約	3
	(1) 選定及び契約方法	3
	(2) 契約方式	3
6	参加資格	3
	(1) プロポーザル参加者の構成等	3
	(2) プロポーザル参加者の参加資格要件	4
	(3) プロポーザル参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	5
7	参加申込の手続等	5
	(1) 担当部署	5
	(2) 選考スケジュール	5
	(3) 実施要領等の公表	6
	(4) 本業務に係る資料の閲覧	6
	(5) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答	7
8	参加申込書の作成等	7
	(1) 受付期間	7
	(2) 提出場所	7
	(3) 提出方法	7
	(4) 提出書類及び部数	8
9	プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）	8
	(1) 参加資格確認及び結果の通知	8
	(2) 失格理由の説明請求に関する事項	9
	(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い	9
10	企画提案書の作成等	9
	(1) 受付期間	9
	(2) 提出場所	9
	(3) 提出方法	9
	(4) 提出書類及び部数	10

1 1	企画提案書の確認及び評価	10
(1)	企画提案書の確認	10
(2)	審査シートの確認	10
(3)	参考見積金額の確認	10
(4)	選定委員会の設置	10
(5)	プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	11
(6)	評価の方法	11
(7)	受注候補者の特定	11
(8)	選定結果の通知	11
(9)	選定結果の説明請求に関する事項	11
(10)	企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い	12
(11)	評価点が同点の場合の取扱い	12
1 2	契約の締結	12
(1)	契約の締結	12
(2)	受注候補者と契約できなかった場合の取扱い	12
1 3	失格条件	12
1 4	その他の留意事項	13
別紙 1	業務内容	15
別紙 2	業務実績及び配置技術者等に関する要件	18

用語の定義

用語	定義
本市	: 鶴岡市をいう。
本業務	: 鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務をいう。
下水道管路施設等	: 本市が保有する公共下水道管路施設、集落排水管路施設及び一般廃棄物最終処分場排水管路施設をいう。
プロポーザル参加者	: 本業務の公募型プロポーザルへの参加を希望する共同企業体をいう。
受注者	: 本市と本業務の契約を締結し、本業務を遂行する共同企業体をいう。
再委託	: 受注者が他の企業に本業務の一部を委託することをいう。
共同企業体	: 複数の企業により構成される共同企業体をいう。
構成員	: 共同企業体を構成する企業をいう。
代表企業	: 構成員のうち、当該共同企業体を代表する企業をいう。
協力企業	: 受注者より業務を再委託される企業をいう。
選定委員会	: 「鶴岡市下水道部発注におけるプロポーザル方式実施要綱」に基づく、本業務における公募型プロポーザル方式に係る選定委員会をいう。
実施要領等	: 本業務の実施に際し、本市が公表する書類一式（実施要領、要求水準書、提案評価基準書、様式集、業務委託契約書（案）、その他本市が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書）をいう。
参加申込書	: 実施要領等に基づき、プロポーザル参加者が本市に提出する本業務の公募型プロポーザルへの参加申込に係る書類一式（参加表明書、共同企業体協定書の写し、会社概要書、業務実績報告書、配置予定者、委任状、誓約書及びこれらの書類に関する電子データ）をいう。
企画提案書	: 実施要領等に基づき、プロポーザル参加者が本市に提出する本業務の実施にあたっての企画提案に係る書類一式（企画提案書提出書、審査シート、参考見積書、業務提案書及びこれらの書類に関する電子データ）をいう。
単価個別合意方式	: 工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。）のそれぞれを積算した上で、当該単価について合意する方式をいう。
包括的単価個別合意方式	: 工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式をいう。
受付時間	: 月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）をいう。

この実施要領は、本市が実施する本業務について、プロポーザル参加者の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、別冊の以下の書類と一体で構成する。

- ・ 要求水準書
- ・ 提案評価基準書
- ・ 様式集
- ・ 業務委託契約書（案）
- ・ その他、本市が公表した書類
- ・ 上記に関する質問回答書

プロポーザル参加者は、実施要領等の内容を十分に理解したうえで、必要な書類を作成し、提出すること。

1 業務名称

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務

2 業務の目的

本業務は、下水道管路施設等の維持管理に係る各種業務を一括して複数年契約で包括的に委託することにより、下水道管路施設等の機能維持、予防保全型維持管理の効率化及び緊急対応等を実施し、市民サービスレベルの向上を図ることを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務場所

鶴岡市内

(2) 業務履行期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

(3) 業務内容

本業務の内容は以下に示すとおりとする。なお、具体的内容については別紙1及び要求水準書を参照のこと。

- ア 統括管理業務
- イ スtockマネジメント計画策定業務
- ウ 管路施設維持管理業務
- エ 管路施設緊急対応業務
- オ マンホールポンプ維持管理業務
- カ マンホールポンプ緊急対応業務
- キ 不明水調査業務
- ク 管路施設維持修繕業務
- ケ マンホールポンプ整備業務
- コ 管路施設維持工事
- サ マンホール蓋改良工事

(4) 対象施設

本業務の対象施設は、表-1に示すとおりとする。なお、本業務履行期間中に整備される施設も対象とする。

表－1 本業務の対象施設

対象施設	数量（令和8年3月31日現在の下水道管路台帳数量）			
	公共下水道 管路施設	集落排水 管路施設	一般廃棄物 最終処分場 排水管路施設	計
管渠 (汚水本管又は排水管)	790,845m	111,130m	6,340m	908,315m
マンホール	22,717箇所	7,980箇所	76箇所	30,773箇所
取付管	45,743箇所	5,832箇所	0箇所	51,575箇所
公共汚水マス	45,740箇所	5,830箇所	0箇所	51,570箇所
マンホールポンプ	271箇所	161箇所	5箇所	437箇所

(5) 再委託

以下に示す業務は、再委託を認めない。

ア 統括管理業務

イ スtockマネジメント計画策定業務

4 委託費

委託費の上限及びその内訳（いずれも消費税及び地方消費税を除く。）は、以下に示すとおりとする。

委託費上限 金 2,584,640,000円

(内訳)

ア 統括管理業務	金 330,120,000円
イ スtockマネジメント計画策定業務	金 167,990,000円
ウ 管路施設維持管理業務	金 543,570,000円
エ 管路施設緊急対応業務	金 44,800,000円
オ マンホールポンプ維持管理業務	金 468,080,000円
（うち外業）	金 360,260,000円
（うち内業）	金 7,820,000円
（うち通信料）	金 100,000,000円
カ マンホールポンプ緊急対応業務	金 120,110,000円
キ 不明水調査業務	金 52,870,000円
ク 管路施設維持修繕業務	金 49,800,000円
ケ マンホールポンプ整備業務	金 203,810,000円
コ 管路施設維持工事	金 196,900,000円
サ マンホール蓋改良工事	金 406,590,000円

5 選定及び契約

(1) 選定及び契約方法

本業務は、下水道管路施設等の維持管理に係る各種業務を複数年契約で包括的に委託することにより、下水道管路施設等の機能維持、予防保全型維持管理の効率化及び緊急対応等を実施し、市民サービスレベルの向上を図ることを目的としており、受注者には高度で専門的な知識やノウハウ、技術力等を効率的、かつ効果的に提供することが求められる。

このことから、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する企業からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式により受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該企業と随意契約を締結する。

(2) 契約方式

本業務の契約は、総価契約単価合意方式であり、発注者及び受注者の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、本市と受注者の協議により総価契約の内訳として単価等を合意するものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価個別合意方式によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合等にあつては、包括的単価個別合意方式にて行うものとする。

6 参加資格

(1) プロポーザル参加者の構成等

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

ア プロポーザル参加者は、共同企業体とする。

イ 共同企業体は、以下に示す取扱いとする。

- ① 本業務における共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。なお、その共同企業体の形態は、「甲」型、「乙」型を制限するものではない。
- ② 共同企業体の構成員は2者以上とし、構成員数の上限は設けない。
- ③ 共同企業体の構成員のうち、少なくとも1者以上は契約締結権限を有する本店の所在地が鶴岡市内にある者とする。
- ④ 共同企業体の構成員のうち、管路施設維持工事及びマンホール蓋改良工事を担う構成員は建設業許可（土木一式工事）を有する者とする。
- ⑤ 共同企業体は構成員の中から代表企業1社を定めること。
- ⑥ 共同企業体の各構成員は、企業名並びに業務種別を明確にすること。
- ⑦ 共同企業体の各構成員の出資比率は、要件に付さないものとする。ただし、

代表企業の出資比率は、構成員中最大とすること。

- ウ プロポーザル参加者の構成員は、他のプロポーザル参加者の構成員と重複することはできない。
- エ プロポーザル参加者の構成員は、他のプロポーザル参加者の協力企業として本業務の事業者選定に参加することはできない。
- オ それぞれのプロポーザル参加者の構成員の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係が無いこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。以下同じ。）である場合を除く。

- ・ 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。

- ・ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く）
- ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記の①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) プロポーザル参加者の参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ウ この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名停止措置を受けていない者であること。

- エ 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- オ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3か月を経過している者であること。
- キ 本件プロポーザルの選定委員本人及び配偶者より出資を受けていない者であること。
- ク 本件プロポーザルの選定委員本人及び配偶者が役員となっていない者であること。
- ケ 以下の業務に関与していない企業であること。
 - ・業務名：鶴岡市ウォーターPPP発注支援業務
 - 業務実施期間：令和7年5月8日から令和8年3月31日まで
 - 受注者：株式会社日水コン
- コ プロポーザル参加者は、別紙2に示す要件を満たすこと。

(3) プロポーザル参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

プロポーザル参加者のうち代表企業が、本業務の契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該プロポーザル参加者は失格とする。

また、プロポーザル参加者のうち代表企業以外の構成員が、本業務の契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該構成員が請け負う予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けたうえで構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

7 参加申込の手続等

(1) 担当部署

所在地：〒997-0819 山形県鶴岡市のぞみ町2番10号
担当部署：鶴岡市下水道部総務課
電話（ダイヤルイン）：0235-23-7731
メールアドレス：gesuidou_soumu@city.tsuruoka.yamagata.jp

(2) 選考スケジュール

本業務の選考スケジュールは、表-2に示すとおりとする。

表－２ 選考スケジュール

実施事項	スケジュール
公告	令和 8年 5月22日（金）
実施要領等の公表	令和 8年 5月22日（金） から 同年 6月 5日（金） 午後5時まで
本業務に係る資料の公表	令和 8年 5月22日（金） から 同年 6月 5日（金） 午後5時まで
質問書受付	令和 8年 5月25日（月） から 同年 6月 5日（金） 午後5時まで
質問書に対する回答	令和 8年 6月12日（金）
参加申込書の受付	令和 8年 6月15日（月） から 同年 6月19日（金） 午後5時まで
参加資格確認の結果通知	令和 8年 6月26日（金）
企画提案書の受付	令和 8年 7月 1日（水） から 同年 7月15日（水） 午後5時まで
プレゼンテーション （ヒアリング）	令和 8年 7月22日（水） から 同年 7月31日（金） まで
企画提案書の選定通知	令和 8年 8月 7日（金）

（３）実施要領等の公表

ア 公表期間

令和 8年 5月 2 2 日（金） から同年 6月 5日（金） 午後 5 時まで

イ 公表場所

本市ホームページにて公表する。

（４）本業務に係る資料の閲覧

ア 閲覧期間

令和 8年 5月 2 2 日（金） から同年 6月 5日（金） 午後 5 時まで

イ 閲覧場所

7（１）の担当部署に同じ

ウ 閲覧方法

閲覧資料は、電子媒体（DVD）に書き込み、閲覧を希望する者に配布する。本業務に係る資料の閲覧を希望する場合、電子メールにより、件名を「【管路包括】本業務に係る資料の閲覧（企業名）」とし、担当者氏名、連絡先、閲覧資料を書き込んだ電子媒体（DVD）の受け取りを希望する日時を記載のうえ本市に提出する。なお、提出者は電話により電子メール着信の確認を行うこと。

エ 閲覧資料

- ・ 令和7年度 鶴岡市公共下水道管路ストックマネジメント計画策定業務報告書（抜粋）
- ・ 平成30年度 鶴岡市集落排水事業管路ストックマネジメント計画策定業務報告書（抜粋）
- ・ 鶴岡市下水道部事業継続計画（下水道BCP）（令和8年4月）
- ・ 鶴岡市管路施設等包括的維持管理業務報告書作成要領（案）
- ・ 鶴岡市下水道事業管路施設維持管理データ作成規則（案）（2020年7月版）
- ・ 閲覧設計書

（5）実施要領等に関する質問書の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年5月25日（月）から同年6月5日（金） 午後5時まで

イ 提出方法

実施要領等に関する質問書の提出方法は、質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールにより、件名を「【管路包括】実施要領等に関する質問（企業名）」として本市に提出する。なお、提出者は電話により電子メール着信の確認を行うこと。

また、提出された質問に関しては個別に内容を確認する場合がある。

ウ 実施要領等に関する質問の回答

実施要領等に関する質問の回答は、令和8年6月12日（金）に、本市ホームページにおいて公表する。なお、提出のあった質問は本業務に直接関係する内容についてのみ回答を行うものとし、全ての質問について回答するとは限らない。

また、回答の公表にあたっては質問者を匿名化する。

8 参加申込書の作成等

（1）受付期間

令和8年6月15日（月）から同年6月19日（金） 午後5時まで

（2）提出場所

7（1）の担当部署に同じ

（3）提出方法

参加申込書は、持参又は郵送により本市に提出する。

※ 持参の場合は、以下のとおりとする。

- ・ プロポーザル参加者の代表企業が持参すること
- ・ 持参する日時を本市に事前に連絡し、了解を得ること
- ・ 受付時間内に持参すること

※ 郵送の場合は、以下のとおりとする。

- ・ 書留又は簡易書留とすること
- ・ 受付期間内必着とすること

(4) 提出書類及び部数

参加申込書は、以下のア～クの書類を作成し、各1部を提出すること。なお、提出された参加申込書に関しては個別にヒアリングを実施する場合がある。

ア 参加表明書（様式2）

イ 共同企業体協定書（様式3）の写し

ウ 会社概要書（様式4）

以下の書類を添付すること。ただし、鶴岡市競争入札参加者名簿に登録されている者は、④、⑤、⑥、⑦及び⑧は提出不要とする。（①、④、⑤及び⑥については、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）なお、⑦及び⑧を提出する場合は、「鶴岡市競争入札参加資格審査申請提出の手引き（測量・コンサルタント等）」（令和7年11月）に準じること。

- ① 商業登記簿謄本（写しでも可）
- ② 定款
- ③ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）
- ④ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書を提出すること。）
- ⑤ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））
- ⑥ 印鑑証明書（原本）
- ⑦ 使用印鑑届（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書

エ 業務実績報告書（様式5）

オ 配置予定者（様式6）

カ 委任状（様式7）

キ 誓約書（様式8）

ク 提出書類の電子データ（DVD等）

9 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

(1) 参加資格確認及び結果の通知

本市は、8で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行い、令和8年6月26日（金）に、参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。なお、参

加資格確認の結果、失格とされたプロポーザル参加者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 失格理由の説明請求に関する事項

参加資格確認の結果、失格とされたプロポーザル参加者は、以下のとおり失格理由の説明を求めることができる。

ア 受付期間

令和8年6月29日（月）から同年7月6日（月） 午後5時まで

イ 受付場所

7（1）の担当部署に同じ

ウ 請求方法

失格理由の説明請求に係る書面（様式は任意）を本市へ提出する。なお、提出は持参又は郵送とする。

※ 持参の場合は、以下のとおりとする。

- ・ プロポーザル参加者の代表企業が持参すること
- ・ 持参する日時を本市に事前に連絡し、了解を得ること
- ・ 受付時間内に持参すること

※ 郵送の場合は、以下のとおりとする。

- ・ 書留又は簡易書留とすること
- ・ 受付期間内必着とすること

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

イ 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

10 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

令和8年7月1日（水）から同年7月15日（水） 午後5時まで

(2) 提出場所

7（1）の担当部署に同じ

(3) 提出方法

企画提案書は、持参又は郵送により本市に提出する。

※ 持参の場合は、以下のとおりとする。

- ・ プロポーザル参加者の代表企業が持参すること
- ・ 持参する日時を本市に事前に連絡し、了解を得ること

- ・ 受付時間内に持参すること
- ※ 郵送の場合は、以下のとおりとする。
- ・ 書留又は簡易書留とすること
 - ・ 受付期間内必着とすること

(4) 提出書類及び部数

企画提案書は、以下のア～オの書類を作成し、各1部を提出すること。なお、エについては評価の着眼点全てに対して提案することとし、評価の着眼点に対して提案されていない項目がある場合は失格とする。

- ア 企画提案書提出書（様式9）
- イ 審査シート（様式10）
- ウ 参考見積書（様式11）（参考見積内訳書を含む。）
- エ 業務提案書（様式12）
- オ 企画提案書の電子データ（DVD等）

1.1 企画提案書の確認及び評価

(1) 企画提案書の確認

本市は、参加資格を満たしたプロポーザル参加者から提出された企画提案書について、不備等がないか確認する。企画提案書に不備がある場合（ただし、誤字脱字等の軽微な書類の不備の場合は、この限りではない。）、又は企画提案書のうち、業務提案書（様式12）において、全ての評価の着眼点に対して提案されていない項目がある場合は失格とする。なお、提出された企画提案書に関して個別にヒアリングを実施する場合がある。

(2) 審査シートの確認

本市は、企画提案書の確認において不備がない場合、プロポーザル参加者が提出した審査シートに沿って、提案内容が要求水準を満たしているか確認する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 参考見積金額の確認

本市は、参考見積金額が委託費の上限を超過していないかについて確認する。参考見積金額が委託費の上限を超過している場合は失格とする。

また、委託費の上限に対して著しく低い参考見積金額を提示した場合は個別にヒアリングを実施したうえで、失格とする場合がある。

(4) 選定委員会の設置

本市は、10で提出された企画提案書の評価及び受注候補者の選定を実施するため、選定委員会を設置する。

(5) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

ア 実施日

令和8年7月22日（水）から同年7月31日（金）までのうち1日

※ 実施日は、企画提案書の提出後に別途通知する。

イ プレゼンテーションの内容、方法等

企画提案書の提出後に別途通知する。

(6) 評価の方法

評価の方法は、提案評価基準書に示すとおりとする。

(7) 受注候補者の特定

選定委員会の評価が高い順に、本業務の受注候補者1名、次順位者を特定する。

(8) 選定結果の通知

受注候補者を特定した後、特定者には採用通知を行い、企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者又は次順位者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(9) 選定結果の説明請求に関する事項

選定結果を通知されたプロポーザル参加者は、以下のとおり選定結果の説明を求められることができる。なお、選定結果は自身の選定結果に関してのみ説明を求められることができるものとする。

ア 受付期間

令和8年8月10日（月）から同年8月17日（月） 午後5時まで

イ 受付場所

7（1）の担当部署に同じ

ウ 請求方法

選定結果の説明請求に係る書面（様式は任意）を本市へ提出する。なお、提出は持参又は郵送とする。

※ 持参の場合は、以下のとおりとする。

- ・ プロポーザル参加者の代表企業が持参すること
- ・ 持参する日時を本市に事前に連絡し、了解を得ること
- ・ 受付時間内に持参すること

※ 郵送の場合は、以下のとおりとする。

- ・ 書留又は簡易書留とすること
- ・ 受付期間内必着とすること

(10) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、選定委員会において受注候補者としての適否を審査する。

イ 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

(11) 評価点が同点の場合の取扱い

選定委員会による評価の結果、同点になった場合は、参考見積額が低い者を受注候補者に決定する。評価点及び参考見積金額が同じ場合は、選定委員会の審査により受注候補者及び次順位者を決定する。

1.2 契約の締結

(1) 契約の締結

本業務の契約は、本市と受注候補者が実施要領等及び企画提案書を基に業務内容について協議等を行い、受注候補者より改めて見積書を徴し、契約を締結する。

(2) 受注候補者と契約できなかつた場合の取扱い

受注候補者と契約が締結できなかつた場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位者と契約交渉を行うものとする。

1.3 失格条件

プロポーザル参加者が次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

イ 他のプロポーザル参加者と業務提案書の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 受注候補者の選定結果の通知までの間に、他のプロポーザル参加者に対して業務提案書の内容を意図的に開示した場合

エ 評価及び審査の公平性を害する行為があったと本市が認めた場合

オ 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

カ 提出書類に虚偽の記載があった場合

キ 各業務の委託費が4の委託費の上限を超えた参考見積金額を記載した企画提案書を提出した場合

ク 実施要領等の内容に違反すると本市が認めた場合

ケ 企画提案書のうち業務提案書(様式12)について、評価の着眼点に対して提案されていない項目がある場合

コ その他本市の指示に違反する場合

1 4 その他の留意事項

- ア 業務実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- イ 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を特段の理由がなく受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- ウ 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- エ 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- オ 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- カ 提出された企画提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- キ 参加申込書及び企画提案書の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全てプロポーザル参加者が負うものとする。
- ク 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で複製しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- ケ プロポーザル参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- コ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の再提出は認めない。
- サ 提出された企画提案書は、鶴岡市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- シ 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式13）を担当部署に持参又は郵送により提出すること。
- ス 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- セ 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- ソ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、プロポーザル参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- タ プロポーザル参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- チ 公募型プロポーザルへの参加及び本業務に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。なお、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

- ツ 本市が必要と認めたときは、本市は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できる。この場合、プロポーザル参加者の技術及び商業上のノウハウは公表しない。
- テ 本市は、参加申込書及び企画提案書の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の追加提出を求める場合がある。
- ト 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該プロポーザル参加者の参加申込書又は企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。
- ナ 本市が配布又は公表する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示させたりしてはならない。
- ニ 本業務の公募型プロポーザルに参加したプロポーザル参加者のうち、受注候補者に選定されなかったプロポーザル参加者の構成員は、受注者の協力企業となることはできない。

別紙1 業務内容

1. 業務内容及び業務数量

業務	業務内容	数量等
統括管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 統括管理者による本業務の一元管理 業務全体とりまとめ、業務の改善提案、発注者との連絡窓口、セルフモニタリング等 副統括管理者（管路施設担当）、副統括管理者（マンホールポンプ施設担当）による本業務の管理 統括管理者不在時の代理、各業務の管理等 	ア 統括管理 <ul style="list-style-type: none"> 統括管理 ※ 統括管理者（1名）が現場事務所に常駐を想定 一式
ストックマネジメント計画策定業務	鶴岡市下水道ストックマネジメント計画の策定	ア スtockマネジメント計画策定 <ul style="list-style-type: none"> 管路ストックマネジメント計画策定 ※1 令和11年度は、リスク評価、施設管理の目標設定及び長期的な改築事業のシナリオ設定を想定 ※2 令和12年度は、令和13～22年度（10年分）の点検調査計画策定及び令和13～17年度（5年分）の修繕改築計画策定を想定 ※3 令和17年度は、令和18～22年度（5年分）の修繕改築計画策定を想定 一式
管路施設維持管理業務	鶴岡市下水道ストックマネジメント計画等に基づく本管、マンホール、取付管及び公共汚水マスの点検、調査及び清掃	ア 管路施設点検 <ul style="list-style-type: none"> 管口カメラ点検 4,249基/10年 マンホール点検 52箇所/10年 水管橋点検 95箇所/10年 マンホール目視調査 3,877箇所/10年 本管TVカメラ調査（小中口径）（側視0.05回/m以下） 26,891m/10年 本管TVカメラ調査（小中口径）（側視0.3回/m以下） 101,150m/10年 本管TVカメラ調査（大口徑） 4,815m/10年 取付管TVカメラ調査 7,721箇所/10年 イ 管路施設清掃 <ul style="list-style-type: none"> 高圧洗浄車清掃 37,000m/10年 閉塞防止装置清掃 10箇所/10年 揚泥車運搬 40m³ /10年

業務	業務内容	数量等
管路施設 緊急対応業務	本管、マンホール、取付管及び公共汚水マスに係る緊急通報（管渠閉塞、陥没等）に対する1次対応（現場確認）及び2次対応（緊急調査、清掃）	<p>ア 1次対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地確認 <p>※ 勤務時間内と勤務時間外の合計時間とする。</p> <p>イ 2次対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 本管TVカメラ調査 取付管TVカメラ調査 高圧洗浄車清掃 揚泥車清掃 強力吸引車清掃 <p>※ 勤務時間内と勤務時間外の合計時間とする。</p>
マンホールポンプ 維持管理業務	鶴岡市下水道ストックマネジメント計画等に基づくマンホールポンプの巡回点検、詳細調査、オイル交換及びポリ硫酸第二鉄注入装置薬液補給	<p>ア マンホールポンプ点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回点検 <p>イ マンホールポンプ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細調査（オイル交換含む） <p>ウ マンホールポンプ保守</p> <ul style="list-style-type: none"> オイル交換 ポリ硫酸第二鉄注入装置薬液補給
マンホールポンプ 緊急対応業務	マンホールポンプに係る警報等に対する緊急対応	<p>ア マンホールポンプ緊急対応</p> <ul style="list-style-type: none"> マンホールポンプ緊急点検 <p>※ 勤務時間内と勤務時間外の合計時間とする。</p>
不明水調査業務	有収率の低いエリアにおける不明水調査（絞り込み及び管路施設点検） ・ 対象地区 楡引地区（楡引処理区（314.2ha）、松根処理区（31.4ha）、たらのき代処理区（20.1ha））、温海地区（温海処理区（80.5ha）、山五十川処理区（3.70ha）、小国処理区（17.5ha））	<p>ア 絞り込み調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 流量計測 <p>イ 管路施設点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 本管TVカメラ調査 取付管TVカメラ調査 <p>※1 令和11、12年度は、楡引地区の不明水調査を想定 ※2 令和13、14年度は、温海地区の不明水調査を想定</p>
管路施設 維持修繕業務	本管、マンホール、取付管及び公共汚水マスの修繕	<p>ア 管路施設修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持修繕
マンホールポンプ 整備業務	マンホールポンプの修繕	<p>ア 消耗品等調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品等調達 <p>イ 突発整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 突発整備
管路施設 維持工事	本管、マンホール、取付管及び公共汚水マスの部分改築	<p>ア 管路施設維持工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持工事

業務	業務内容	数量等
マンホール蓋改良工事	鶴岡市下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール蓋の交換	ア マンホール蓋改良 ・ マンホール蓋改良 ・ 親子蓋改良 1,016箇所/10年 50箇所/10年

2. 各業務の対象施設

業務名称	管渠	マンホール	取付管	公共汚水マス	マンホールポンプ	真空弁
統括管理業務	○	○	○	○	○	
ストックマネジメント計画策定業務※1	○	○	○	○	○	
管路施設維持管理業務	○	○	○	○		
管路施設緊急対応業務	○	○	○	○		△※4
マンホールポンプ維持管理業務					○	
マンホールポンプ緊急対応業務					○	
不明水調査※2	○	○	○	○	○	
管路施設維持修繕業務	○	○	○	○		
マンホールポンプ整備業務					○	
管路施設維持工事	○	○	○	○		
マンホール蓋改良工事※3		○				

※1 公共下水道のみ対象とする。

※2 櫛引地区（櫛引処理区（314.2ha）、松根処理区（31.4ha）、たらのき代処理区（20.1ha））及び温海地区（温海処理区（80.5ha）、山五十川処理区（37.0ha）、小国処理区（17.5ha））を対象とする。

※3 公共下水道のマンホール蓋のみ対象とする。

※4 現地確認の結果、通報（異常発生）箇所が真空弁であった場合は、上郷処理区又は渡前処理区の生活排水処理施設維持管理業者へ対応を引き継ぐ。

別紙2 業務実績及び配置技術者等に関する要件

1 業務実績

プロポーザル参加者は、以下に示す全ての業務実績を有すること。

業務実績は平成28年4月1日から令和8年3月31日までに完了した実績とする。なお、共同企業体として受注した業務の場合は担当した業務内容が明確に確認できる場合のみ認める。

- ア 下水道管路施設のストックマネジメント計画策定
- イ 下水道管路施設の詳細調査
- ウ 下水道管路施設の清掃
- エ マンホールポンプ施設の維持管理（巡回点検、オイル交換）
- オ 下水道管路施設の工事又は修繕（掘削を伴うもの）
- カ マンホールポンプ施設の工事又は修繕

2 配置技術者

本業務の実施にあたり、以下に示す技術者を配置すること。なお、各技術者は業務継続に支障のある疾病及び退職等やむを得ない場合を除き、本業務に1年以上従事した場合、交代を認める。

(1) 統括管理業務

ア 統括管理者 1名（常駐）

本業務を一元的に統括管理する者として、高度な技術及び相当の経験を有し、以下に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、統括管理者は専任とし、他の配置技術者との兼務を認めない。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道））
- ・ 技術士（上下水道部門（下水道））
- ・ 下水道管路管理総合技士
- ・ 下水道管路管理主任技士

イ 副統括管理者（管路施設担当） 1名

統括管理者不在時の代理又は管路施設に関する各業務を管理する者として、以下に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、副統括管理者は統括管理者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道））
- ・ 技術士（上下水道部門（下水道））
- ・ 下水道管路管理総合技士
- ・ 下水道管路管理主任技士

ウ 副統括管理者（マンホールポンプ施設担当） 1名

統括管理者不在時の代理又はマンホールポンプ施設に関する各業務を管理する者として、以下に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、副統括管理者は統括管理者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道））
- ・ 技術士（上下水道部門（下水道））

- ・ 下水道技術検定（第3種）

（2）ストックマネジメント計画策定業務

ア 管理技術者（管路施設担当及びマンホールポンプ施設担当） 各1名

管路施設ストックマネジメント計画策定に係る管理技術者として、以下に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、管理技術者は統括管理者及びストックマネジメント計画策定業務の照査技術者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（上下水道－下水道））
- ・ 技術士（上下水道部門（下水道））

イ 照査技術者 1名

管路施設ストックマネジメント計画策定に係る照査技術者として、以下に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、照査技術者は統括管理者及びストックマネジメント計画策定業務の管理技術者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（上下水道－下水道））
- ・ 技術士（上下水道部門（下水道））

（3）マンホール蓋改良工事

ア 主任（監理）技術者 1名

マンホール蓋改良工事の技術的な管理を行う主任（監理）技術者として、マンホール蓋改良工事を担う構成員より、以下に示すいずれかの資格を有する者を専任で配置しなければならない。なお、主任（監理）技術者は統括管理者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（建設－道路））
- ・ 技術士（建設部門（道路））
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 1級建設機械施工管理技士

3 有資格者の配置

本業務の実施にあたり、前述の配置技術者のほか、関係法令等に基づき本業務の実施に必要な有資格者を配置すること。